

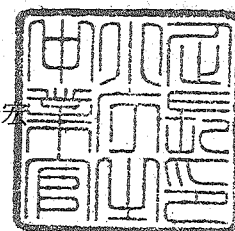
経済産業省

20200626公開中第3号
令和2年8月25日

行政文書開示決定通知書

NPO法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

中小企業庁長官 前田 泰宏



令和2年6月26日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求の全部の請求部分について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

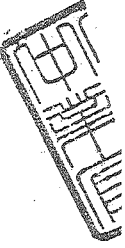
1. 開示する行政文書の名称

- (1) 入札公告（令和2年度補正持続化給付金事務事業）
- (2) 入札調書（令和2年度補正持続化給付金事務事業）
- (3) 技術審査表（令和2年度補正持続化給付金事務事業）

2. 不開示とした部分とその理由

- (1) 上記1. (2) の行政文書中、予定価格及び調査基準価格の各欄の記載部分については、公にすることにより、事後の契約において予定価格を類推させ、今後反復して実施される一般競争入札（総合評価落札方式）に係る国の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
- (2) 上記1. の行政文書中、（入札状況）表の入札者1の第1回欄の記載部分については、当該入札者1の入札額であり、公にすることにより入札者に対する評価を低下させる等、入札者1の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
- (3) 上記1. (2) の行政文書中、価格点①、技術点②、総合評価点（①+②）の各欄の記載部分については、入札者が一般には公開していない、経営・財務状況及び当該事業の具体的な実施体制・方法に関する情報に対する経済産業省の内部における評価であり、公にすることにより入札者に対する評価を低下させる等、入札者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当し、また公にすることにより事後の契約において、今後反復して実施される一般競争入札（総合評価落札方式）に係る国の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。

- (4) 上記1.(3)の行政文書中、審査結果の合計点、基礎点及び加点の記載の一部については、入札者が一般には公開していない経営・財務状況及び当該事業の具体的な実施体制・方法に関する情報に対して経済産業省が内部で行った評価によるものであり、公にすることにより、入札者に対する一般的な評価に影響を及ぼす等、入札者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するとともに、今後反復して実施される一般競争入札（総合評価落札方式）において、応札しようとする事業者等が、経済産業省が行った評価が公にされることによって、事業等に影響が及ぶことを恐れるあまり応札をためらう等、国の機関が実施する入札に関する事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。
- (5) 上記1.(3)の行政文書中、氏名記載部分については、審査を行った職員に関する情報であって、公にすることにより、事後の契約において特定の職員への不当な圧力が加えられるなど、今後反復して実施される一般競争入札（総合評価落札方式）に係る国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。



※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中小企業庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

別紙1記載の「1.（開示の実施の方法別）開示実施手数料の実際の手数料」を御覧ください。

また、上記「開示の実施」を受けるためには、法第14条第3項の規定により、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」書式に所要事項を御記入のうえ、この通知書を受け取った日から30日以内に下記情報公開窓口宛て御返送いただく必要がありますので御留意ください。

(2) 開示を実施する日

令和2年9月1日（火曜日）以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当庁に到達した日から7日後の日（注：当該日が土日祝日に当たる場合は翌開庁日となります。また、掲記期日の7日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御返送（当庁到達）があった場合は、令和2年9月1日となります。）

(3) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

①日時：令和2年9月1日（火曜日）から令和2年10月1日（木曜日）（土・日曜日及び祝日を除く。）までの日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当庁に到達した日から7日後（注：当該日が土日祝日に当たる場合は翌開庁日）以降の日

9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

②場所：経済産業省大臣官房情報公開推進室（情報公開窓口）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館1階
電話番号：03-3501-1035

(4) 写しの送付を希望する場合の発送予定日、所要郵送料（見込額）等

① 発送予定日

令和2年9月1日（火曜日）以降の日であって、所要事項が記載された上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当庁に到達した日から7日後までに発送予定（注：当該日が土日祝日に当たる場合は翌開庁日。上記期日の7日以前に「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御返送（当庁到達）があった場合は令和2年9月1日までに発送予定。）。

② 郵送料（見込額）

郵送する媒体により料金が異なります。委細は、**別紙1**記載の「2.（郵送する媒体別）所要郵送料（見込額）」を御覧ください

③ 郵送料の納付方法

所定額の郵便切手を、上記「行政文書の開示の実施方法等申出書」に同封して情報公開窓口宛て送付してください。

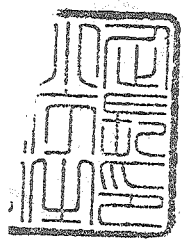
(5) その他

別紙2「説明事項」記載を御一読ください。

4. 担当課室等

担当課室：中小企業庁長官官房総務課

電話番号：03-3501-1768



行政文書開示請求書

中小企業庁長官

経済産業大臣 殿

令和2年 6月 24日

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

NPO 法人 情報公開市民センター 理事長 新海聡

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303 TEL052(253) 7860

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

令和2年度補正持続化給付金事務事業 の
入札公告及び入札調書(積算内訳、総合評価方式の場合は評価点内訳を含む)

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()
<実施の希望日>
イ ○写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円) ここに収入印紙を貼ってください。 (受付印) 2.6.26

※この欄は記入しないでください

Table with 2 columns: 担当課, 備考. 備考 contains handwritten text: 本送付済請求書(印)